

小郡市監査委員公表第13号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年5月13日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 井上 勝彦

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和4年4月6日から令和4年4月27日まで
- 2 監査対象 都市建設部 都市計画課
- 3 監査範囲 令和3年4月1日から令和4年2月28日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、滞納整理事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）
特になし

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

(1) 文書事務（2件）

①文書管理が適正でないもの

(2) 調定事務（1件）

①証紙収入の調定手続が適正でないもの

(3) 徴収事務（1件）

①証紙の消印が適正になされていないもの

(4) 旅費支払事務（1件）

①出張命令が適正でないもの

(5) 契約事務（2件）

①契約書に不備があるもの

②必要書類の提出がなされていないもの

(6) 予算事務（1件）

①財政課長の合議がないもの

(7) その他の事務（1件）

①自動車保管場所の証明の事務手續が適正でないもの

（注）事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

監査委員指摘事項及び事務局指導事項については、以上のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。